

「大和の古代文化」調査研究助成事業 実施要領

(目的)

第1条 公益財団法人由良大和古代文化研究協会(以下「由良財団」という)は、その設立趣旨に則り、大和の古代文化及びそれに関連する調査研究に対して助成する事により、学術及び文化の発展に寄与する事を目的とする。

(助成対象)

- 第2条 由良財団は、目的達成に必要と思われる調査研究活動に助成する。
- 2 助成は、原則として単年度の調査研究事業とする。ただし、2年継続を限度とする調査研究事業も対象とする。
 - 3 他の関係機関・団体等から助成を受けている場合は、本助成と同一内容の研究でないことを条件とする。同一内容であると判断した場合は採択の対象外とする。

(助成期間)

- 第3条 調査研究期間は、由良財団会計年度内(8月1日から翌年の6月30日まで)とする。ただし、これによりがたい場合は、別に定める。
- 2 前項の期間は、調査研究の成果取りまとめに要する期間を含む。

(助成の額)

第4条 助成の額は、1調査研究につき1年度上限600千円とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、毎年、由良財団が定める期間内に、助成申込書および申請書(様式1)は日本語で作成し、PDF形式で電子メールにより由良財団代表理事へ提出するものとする。なお、手書きによる申請書類は受け付けられないものとする。

(申請者の要件)

第6条 大和の古代文化を研究する個人、団体とする。なお、大学生、由良財団の理事、評議員などの関係者は除く。

(助成の決定)

- 第7条 代表理事は、助成申請書を受理した時は、別に定める由良財団助成審査会の審議を経て助成者を決定する。
代表理事は、助成者を決定した時は、その採否を申請者にメールで通知する。
- 2 助成の額が審査により変更となった場合は、通知を受けた申請者は、新たな助成額に応じた申請書を速やかに提出する。

(助成金の交付及び精算)

- 第8条 代表理事は、助成を決定した場合において必要があると認める時は、仮払いする事が出来る。ただし、その額は助成金の1/2を限度とする。
- 2 仮払いを受けようとする者は、仮払請求書(様式2)を代表理事に提出する。
 - 3 助成金は、由良財団会計年度内にその執行を終えるものとし、如何なる場合も翌年度への繰越は認めないものとする。
 - 4 助成金にかかる交付請求書(様式3)・精算書、支出に係る証拠書類(領収書等)並びに成果報告書(様式4)の提出は令和9年7月14日(水)までとする。ただし、成果報告書の提出がない者については、助成金を交付しない。また仮払を受けた者は仮払金の返還を求める。

(助成金の使途)

第9条 助成金は、調査研究の実施及び成果の取りまとめに必要な経費に充てるものとする。ただし、申請者の給与及び5万円以上の物品、設備機器・備品類の購入費、

食料費、訪問先への手土産代などの経費に充てる事は出来ないものとする。

(設備機器・備品類の例)

パソコン、デジタルカメラ、映像・音響機器、複写・印刷機器等、研究期間終了後も継続して使用可能なハードウェア類。

(助成金の管理)

第10条 助成金の管理は、銀行等金融機関で管理し、収支を明らかにする帳簿を備えるとともに領収書等支出証拠書類を保管しなければならない。

2 代表理事は、助成金の管理に関し、報告を求め、由良財団職員に関係帳簿等を実地検査させる事が出来る。

(提出書類の記載事項の変更)

第11条 助成の決定を受けた者は、提出した書類の記載事項を変更しようとする時は、あらかじめ代表理事の承認を受けなければならない。

(成果の報告)

第12条 助成を受けた者は、当該年度末(事務処理期間のため令和9年7月14日)までに成果報告書を代表理事に提出するものとする。また、成果物の提出は令和10年1月28日(木)までとする。

2 成果物は、由良財団「研究紀要」に掲載する。ただし、「研究紀要」発行までに成果を発表(印刷物の発行を含む)する場合は、由良財団代表理事に承諾を得る事。

3 成果物の分量は、由良財団「研究紀要」(A4版:1頁…25字×40行×2段)15頁以上75頁以内(写真、図版等含む)とする。

4 助成を受けた者が別途に成果物を刊行する時は、事前に協議を行うとともに由良財団の助成による調査研究である事を明記するものとする。

(調査研究の中止)

第13条 助成を受けた者は、当調査研究の実施が困難になった時は、ただちに代表理事に報告し、承認を得なければならない。

2 代表理事は、前項の申し出により実施が困難であると認めた時は、助成審査会の審議を経て、中止を指示する事が出来る。

3 代表理事は、前2項により中止を指示した時、または、調査研究の実施に関し助成を受けた者が著しく不誠実であると認めた時は、助成審査会の審議を経て、助成を取り消す事が出来る。この場合、助成(仮払)を受けた者は助成金を返還しなければならない。ただし、助成審査会が、やむを得ない事情があると認めた時は、助成金の残額を返還するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

(附則)

この要領は、令和8年4月30日から施行し、令和8年度(第49期)の助成事業から適用する。

【参考】※ 令和8年度(会計年度は令和8年8月1日~令和9年7月31日)

R8年 / 4	5	6	7	8	9	10	11	12	R9年 / 1	2	3	4	5	6	7
		募	決	助											精
		集	定	成	—————→										算